

発注（指名）に関する特記事項

1 請負業者の指名方法

契約者決定後、横須賀市が規定した指名順に基づき、請負業者指名通知書を建設部担当課から事業者にはファックスで通知する。

なお、横須賀市が規定した指名順及び指名担当課は、測量業務の内容に応じて次のとおり2つに区分される。

	測量業務の内容	指名担当課
	工事に伴う測量業務	財務部契約課
	境界確定等に伴う測量業務	建設部担当課（監督員が所属する課）

* のうち一部の復元測量のみ等、軽微な測量業務（20万円以下のもの）と公共基準点の保全業務については、横須賀市が規定した指名順とは別枠で発注することがある。

2 監督員（横須賀市）への連絡

指名を受けた事業者は、指名通知書をファックスで受領した日の翌日から3日以内に（（休日を含める条例（平成元年横須賀市条例第10号）第1条第1項）に掲げる日は参入しない。）当該業務の監督員に電話連絡をし、「測量法に基づく測量者としての登録について（通知）」を契約課へFAXすること（046-828-3839）。

連絡した日から7日以内に（（休日を含める条例（平成元年横須賀市条例第10号）第1条第1項）に掲げる日は参入しない。）現場立会い（打合せ）を実施しなければならない。

3 辞退方法等

都合により、指名を受けた業務の受注を辞退する場合は、別途指定する様式により速やかに指名担当課へファックスで連絡しなければならない。

なお、辞退理由にかかわらず、辞退は1回の受注として計算する。

ただし発注時に本契約により発注した前業務が完了していない場合は、受注を辞退しても本特記事項でいう「受注の辞退」には該当しない。

4 受注辞退に伴う措置

「令和6年度 測量業務（単価契約）」又は「令和6年度上下水道局測量業務（単価契約）」の契約締結者のうち、契約期間中に指名を受けた業務について2回以上受注を辞退した場合は、「令和7年度 測量業務（単価契約）」及び「令和7年度上下水道局測量業務（単価契約）」の単価契約を締結することができない。

5 完成検査の評定に伴う指名回避措置

- (1) 評価項目のうちE評価が1項目以上ある場合は、次回以降の指名を1回避される。
- (2) 評価項目のうちF評価が1項目以上ある場合は、次回以降の指名を2回避される。
- (3) 評価項目のうちG評価が1項目以上ある場合は、契約期間中は指名を受けることができず、かつ「令和7年度 測量業務（単価契約）」及び「令和7年度上下水道局測量業務（単価契約）」の単価契約を締結することができない。

【 指名回避措置の適用方法に関する特記事項 】

指名回避の適用回数は、1業務の評価ごとに算定する。

指名回避の適用開始日は、完成検査日が属する月の翌々月1日とする。

指名回避の適用回数は、「令和7年度 測量業務(単価契約)」及び「令和7年度上下水道局測量業務(単価契約)」の契約締結分まで繰越される。(ただし、令和7年度の契約を締結しなかった場合は、令和8年度に締結した契約までは繰越されない。)